

## 高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について

平成28年9月17日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
高圧ガス保安室

今般、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の制定、関係する省令、告示及び内規の改正を予定しております。

つきましては、本件に関し広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領にて意見募集を行います。皆様から頂きました御意見につきましては、最終的な決定における参考にさせていただきます。

なお、寄せられた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 記

#### 【意見募集対象】

- ・ 高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案（新旧対照表）
- ・ 容器保安規則等の一部を改正する省令案（新旧対照表）
- ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程案（新旧対照表）
- ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程案（新旧対照表）
- ・ 指定設備の認定要領についてを改正する規程案（新旧対照表）
- ・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈についての一部を改正する規程案（新旧対照表）

#### 【意見募集要領】

##### 1. 意見募集期間（募集開始日及び終了日）

平成28年9月17日（土）～平成28年10月16日（日）

FAX、電子メールの場合は午後5時まで、郵送の場合は当日消印有効。

##### 2. 提出方法

別添の様式により、氏名、所属（会社名、役職等）、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記の上、以下のいずれかの方法で経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室まで御意見を日本語にて送付して下さい。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。

##### (1) FAXの場合

FAX番号：03-3501-2357

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室 宛て

##### (2) 郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室 宛て

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：koatsu-gas@meti.go.jp  
経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室 宛て  
(ファイル形式をテキスト形式にして送付して下さい。)

3. お問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室  
電話番号：03-3501-1706

4. 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

最終的な改正内容は、本改正案から変更される可能性があります。

(別添)

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室 宛て

パブリックコメントへの意見（高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について）

氏 名	
所 属	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
意見 (内容)	
(理由)	